

○三鷹市市民体育施設条例

昭和48年7月23日

条例第24号

〔注〕平成4年から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、市民の体育、スポーツ及びレクリエーション活動の推進を図るため、必要な施設（以下「体育施設」という。）の設置、管理及び使用料について定めることを目的とする。

（一部改正〔平成28年条例12号〕）

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（一部改正〔平成10年条例27号・28年12号〕）

(指定管理者による管理)

第3条 次に掲げる体育施設（以下「指定管理施設」という。）は、その設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が管理を行うものとする。

- (1) 三鷹市総合スポーツセンター
- (2) 三鷹市新川テニスコート
- (3) 三鷹市大沢野川グラウンド
- (4) 三鷹市大沢総合グラウンド

2 指定管理者は、三鷹市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年三鷹市条例第13号）第4条第1号から第3号までのいずれにも該当するとともに、市民の体育、スポーツ及びレクリエーション活動の推進を図るために必要な能力及び実績を有するものとする。

（全部改正〔平成28年条例12号〕）

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、指定管理施設において、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設並びに設備及び器具の維持管理に関する業務
- (2) 施設並びに設備及び器具の使用の承認に関する業務
- (3) 施設並びに設備及び器具の使用料の徴収に関する業務
- (4) スポーツ活動に係る情報提供及びスポーツの推進に係る事業に関する業務
- (5) 三鷹市大沢野川グラウンド駐車場の使用料の徴収に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(追加〔平成28年条例12号〕)

(受講料等の徴収)

第5条 指定管理者は、指定管理施設において第1条の目的に沿った自主事業を行うときは、受講料その他必要な経費を徴収することができる。

(追加〔平成28年条例12号〕)

(利用者懇談会)

第6条 市長は、体育施設に関する利用者懇談会を開催し、市民の意見を聴くものとする。

(追加〔平成28年条例12号〕)

(休場日)

第7条 体育施設の休場日は、別表第2に掲げるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理施設において指定管理者が特に必要があるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

(追加〔平成28年条例12号〕)

(開場時間)

第8条 体育施設の開場時間は、別表第3に掲げるとおりとする。

- 2 三鷹市大沢野川グラウンド駐車場の開場時間は、午前6時30分から午後7時30分(11月から翌年3月までにあつては、午前6時30分から午後5時30分)までとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理施設及び三鷹市大沢野川グラウンド駐車場において指定管理者が特に必要があるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(追加〔平成28年条例12号〕)

(使用の承認等)

第9条 体育施設は、三鷹市が実施する事業、市民の体育、スポーツ及びレクリエーション活動の用に供するものとする。

- 2 体育施設並びに設備及び器具を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の承認を行うに当たり必要と認めるときは、その使用について必要な条件を付することができる。

(一部改正〔平成9年条例12号・27年2号・28年12号〕)

(使用の不承認)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設並びに設備及び器具の使用の承認をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設並びに設備及び器具を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するものと認められるとき。
- (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するものと認められるとき。
- (5) 管理上支障があるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(追加〔平成28年条例12号〕)

(使用承認の取消し等)

第11条 市長は、体育施設並びに設備及び器具の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消

し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第9条第3項に規定する使用の条件に違反したとき。
- (3) 公益上の必要が生じたとき。
- (4) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(追加〔平成28年条例12号〕)

(使用料)

第12条 体育施設の使用については、別表第4に定める使用料を徴収する。

- 2 前項の使用料は、使用前に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項の使用料のほか、体育施設の設備及び器具の使用については、規則で定めるところにより使用料を徴収する。
- 4 三鷹市大沢野川グラウンド駐車場の使用については、別表第5に定める使用料を徴収する。
- 5 三鷹市大沢総合グラウンドの夜間照明設備の使用については、別表第6に定める使用料を徴収する。

(一部改正〔平成9年条例12号・10年27号・21年22号・28年12号・29年18号〕)

(使用料の減免)

第13条 市長は、指定管理者が第4条第4号に掲げる事業を自主事業として行うときは、前条第1項及び第3項の使用料を免除することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、市長は、規則で定める特別の理由があるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(追加〔平成28年条例12号〕)

(使用料の不還付)

第14条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると

認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(一部改正〔平成28年条例12号〕)

(使用権の譲渡禁止)

第15条 使用者は、体育施設並びに設備及び器具を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(一部改正〔平成28年条例12号〕)

(設備の変更等の禁止)

第16条 使用者は、体育施設に特別の設備を設けたり、変更を加えてはならない。

ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(一部改正〔平成28年条例12号〕)

(原状回復の義務)

第17条 使用者は、体育施設並びに設備及び器具の使用を終了したときは、直ちに使用場所、使用設備等を原状に回復しなければならない。第11条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、また同様とする。

(一部改正〔平成7年条例2号・28年12号〕)

(損害賠償の義務)

第18条 使用者は、体育施設並びに設備及び器具の使用に際して、これを損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(追加〔平成28年条例12号〕)

第19条 削除

(指定管理者に関する読替え)

第20条 第3条の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合における第9条第2項、同条第3項、第10条(第6号を除く。)、第11条(第5号を除く。)及び第16条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替え、第10条第6号及び第11条第5号中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」と読み替えるものとする。

(追加〔平成28年条例12号〕)

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成28年条例12号〕)

付 則

1 この条例は、三鷹市教育委員会規則で定める日から施行する。

(昭和48年教委規則第18号で昭和48年10月2日から施行)

2 三鷹市市民体育館条例(昭和43年3月三鷹市条例第14号)は、この条例の施行の日から廃止する。

付 則(昭和57年6月29日条例第25号)

この条例は、昭和57年11月1日から施行し、この条例による改正後の三鷹市市民体育施設条例第5条および別表第2の規定は、同日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(昭和60年6月18日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和60年12月13日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和61年11月12日条例第37号)

この条例は、昭和61年12月1日から施行する。

付 則(昭和62年6月27日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和62年9月22日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成4年3月27日条例第22号)

1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。

2 この条例による改正後の三鷹市市民体育施設条例の規定は、平成4年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、

なお従前の例による。

附 則（平成7年3月14日条例第2号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第12号）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の三鷹市市民体育施設条例別表第3の規定は、平成9年8月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成9年12月26日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年10月5日条例第27号）抄

（施行期日）

1 この条例は、委員会規則で定める日から施行する。

（平成10年教委規則第8号で平成11年1月1日から施行）

附 則（平成14年12月26日条例第40号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、三鷹市大沢野川グラウンド野球場に関する部分は、教育委員会規則で定める日から施行する。

（三鷹市大沢野川グラウンド野球場に関する部分は、平成15年教委規則第8号で平成15年10月1日から施行）

附 則（平成15年3月11日条例第2号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日条例第38号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月28日条例第22号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、三鷹市大沢総合グラウンド野球場、ソフトボール場及び練習場に関する部分は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(三鷹市大沢総合グラウンド野球場、ソフトボール場及び練習場に関する  
部分は、平成22年教委規則第6号で平成22年10月1日から施行)

附 則 (平成27年3月10日条例第2号)

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(令和5年規則第3号で令和5年2月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の三鷹市市民体育施設条例の規定による三鷹市総合スポーツセンター、三鷹市新川テニスコート及び三鷹市大沢総合グラウンドの使用に係る手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

附 則 (平成29年9月29日条例第18号)

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月27日条例第29号)

この条例は、平成31年3月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年3月20日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の三鷹市市民体育施設条例の規定による三鷹市総合スポーツセンターの使用に係る手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

附 則 (令和4年12月27日条例第27号) 抄



(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和4年12月27日条例第28号）

この条例は、令和5年2月28日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（令和5年規則第36号で令和5年5月1日から施行）

別表第1（第2条関係）

（一部改正〔平成7年条例2号・9年12号・33号・14年40号・15年2号・20年38号・27年2号・28年12号〕）

名称	位置
三鷹市総合スポーツセンター	三鷹市新川六丁目37番1号
三鷹市新川テニスコート	三鷹市新川六丁目23番13号
三鷹市下連雀ゲートボール場	三鷹市下連雀九丁目9番2号
三鷹市大沢野川グラウンド	三鷹市大沢五丁目21番12号
三鷹市大沢総合グラウンド	三鷹市大沢五丁目7番1号

別表第2（第7条関係）

（全部改正〔平成28年条例12号〕、一部改正〔平成29年条例18号〕）

名称等	休場日
三鷹市総合スポーツセンター メインアリーナ サブアリーナ 武道場 小体育室 プール トレーニング室 ランニング走路 軽体操室 多目的体育室	1 毎月第4月曜日。ただし、当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日以後の休日を除く直近の日とする。 2 12月29日から翌年の1月3日までの日（1に掲げる日を除く。）

	弓道場 アーチェリー場 会議室	
三鷹市新川テニスコート		12月29日から翌年の1月3日までの日
三鷹市下連雀ゲートボール場		12月29日から翌年の1月3日までの日
三鷹市大沢野川 グラウンド	野球場 サッカー・ラグビー場 テニスコート	12月29日から翌年の1月3日までの日
三鷹市大沢総合 グラウンド	テニスコート 野球場 ソフトボール場 練習場 サッカー・ラグビー場 多目的スポーツ広場 会議室	12月29日から翌年の1月3日までの日

別表第3（第8条関係）

（追加〔平成28年条例12号〕、一部改正〔平成29年条例18号〕）

名称等	開場時間
三鷹市総合スポーツセンター	午前9時から午後10時まで
三鷹市新川テニスコート	午前8時から午後6時まで（10月から翌年3月までの期間は、午前8時から午後4時まで）
三鷹市下連雀ゲートボール場	午前9時から午後5時まで
三鷹市大沢野川 グラウンド	野球場 午前7時から午後7時まで（11月から翌年3月までの期間は、午前7時から午後5時まで）
	サッカー・ラグビー場
	テニスコート 午前8時から午後6時まで（10月から翌年3月までの期間は、午前8時から午後4時まで）
三鷹市大沢総合	テニスコート 午前7時から午後9時まで

グラウンド	野球場（夜間照明設備あり） サッカー・ラグビー場 多目的スポーツ広場 会議室	
	野球場（夜間照明設備なし） ソフトボール場 練習場	午前7時から午後7時まで（11月から翌年3月までの期間は、午前7時から午後5時まで）

別表第4（第12条関係）

（追加〔平成28年条例12号〕、一部改正〔平成29年条例18号〕）

- 1 三鷹市総合スポーツセンター（プール、トレーニング室、ランニング走路、弓道場、アーチェリー場及び会議室を除く。）

施設名	使用区分	貸切使用					個人使用	
		団体	時間区分					個人
	区分	午前9時～正午	正午～午後3時	午後3時～午後6時	午後6時～午後9時	午後9時～午後10時	区分	3時間
メインアリーナ（全面） メインアリーナ（半面） サブアリーナ 武道場（全面） 武道場（半面）	市内	11,400円	11,400円	11,400円	11,400円	3,800円	市民等	大人 400円 子ども 100円
	団体	5,700円	5,700円	5,700円	5,700円	1,900円		
		6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	2,000円		
		6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	2,300円		
		3,450円	3,450円	3,450円	3,450円	1,150円		

面)								
武道場 (1/4面)		1,750円	1,750円	1,750円	1,750円	600円		
小体育室		1,900円	1,900円	1,900円	1,900円	600円		
軽体操室		2,100円	2,100円	2,100円	2,100円	700円		
多目的体育室		1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	450円		
メインアリーナ (全面)	市外 団体	17,100円	17,100円	17,100円	17,100円	5,700円	市民 等以	大人 600円
メインアリーナ (半面)		8,550円	8,550円	8,550円	8,550円	2,850円	外	子ども 150円
サブアリーナ		9,300円	9,300円	9,300円	9,300円	3,100円		
武道場 (全面)		10,350円	10,350円	10,350円	10,350円	3,450円		
武道場 (半面)		5,200円	5,200円	5,200円	5,200円	1,750円		
武道場 (1/4面)		2,650円	2,650円	2,650円	2,650円	900円		
小体育室		2,850円	2,850円	2,850円	2,850円	950円		
軽体操室		3,150円	3,150円	3,150円	3,150円	1,050円		
多目的体育室		2,100円	2,100円	2,100円	2,100円	700円		

2 三鷹市総合スポーツセンター（プール、トレーニング室及びランニング走路に限る。）

使用区分	貸切使用		個人使用	
	団	時間区分	個	利用時間 利用時間

施設名	体 区 分	午前9時～11時	午前11時～午後1時	午後1時～3時	午後3時～5時	午後5時～7時	午後7時～9時	人 区 分	2時間	1時間	
		午前11時～午後1時	午後1時～3時	午後3時～5時	午後5時～7時	午後7時～9時	午後9時～10時				
プール	市内団体	1コース 2,800円	1コース 2,800円	1コース 2,800円	1コース 2,800円	1コース 2,800円	1コース 2,800円	1コース 1,400円	市民等	大人 400円 子ども 100円	大人 200円 子ども 50円
トレーニング室		—	—	—	—	—	—	—		大人 400円	大人 200円
ランニング走路		—	—	—	—	—	—	—		大人 150円 子ども 50円	大人 80円 子ども 30円
プール	市外団体	1コース 4,200円	1コース 4,200円	1コース 4,200円	1コース 4,200円	1コース 4,200円	1コース 4,200円	1コース 2,100円	市民等	大人 600円 子ども 150円	大人 300円 子ども 80円
トレーニング室		—	—	—	—	—	—	—	外	大人 600円	大人 300円
ランニング走路		—	—	—	—	—	—	—		大人 250円 子ども 100円	大人 130円 子ども 50円

3 三鷹市総合スポーツセンター（弓道場、アーチェリー場及び会議室に限る。）

使用区分	貸切使用		個人使用（大人）	
	団	時間区分	個	利用時間
				利用時間

施設名	区分	午前9時	正午～	午後3時	午後6時	午後9時	人	3時間	1時間	
		～正午	午後3時	～午後6時	～午後9時	～午後10時				区分
弓道場	市	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	800円	市	300円	100円	
アーチェリー場（全面）	内	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	1,100円	民等	400円	140円	
アーチェリー場（半面）	体	1,650円	1,650円	1,650円	1,650円	550円				
会議室	1室3時間以内									
		600円								
弓道場	市	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	1,200円	市	450円	150円	
アーチェリー場（全面）	外	4,950円	4,950円	4,950円	4,950円	1,650円	民等	600円	200円	
アーチェリー場（半面）	体	2,480円	2,480円	2,480円	2,480円	830円				以外
会議室	1室3時間以内									
		900円								

4 三鷹市新川テニスコート、三鷹市下連雀ゲートボール場、三鷹市大沢野川グラウンド、三鷹市大沢総合グラウンド

名称等	貸切使用	個人使用
三鷹市新川テニスコート	1面2時間以内 700円	1人1面2時間以内 250円
三鷹市下連雀ゲートボール場	無料	
三鷹市大沢野川グラウンド	1面2時間以内 3,000円 (中学生以下の者を主な構成員とする団	

		体が使用する場合は、1,500円)	
	サッカー・ラグビー場	1面2時間以内 3,000円 (中学生以下の者を主な構成員とする団体が使用する場合は、1,500円)	
	テニスコート	1面2時間以内 700円	1人1面2時間以内 250円
三鷹市大沢総合グラウンド	テニスコート	1面2時間以内 1,500円	1人1面2時間以内 500円
	野球場	1面2時間以内 3,000円 (中学生以下の者を主な構成員とする団体が使用する場合は、1,500円)	
	ソフトボール場	1面2時間以内 3,000円 (中学生以下の者を主な構成員とする団体が使用する場合は、1,500円)	
	練習場	1面2時間以内 2,000円 (中学生以下の者を主な構成員とする団体が使用する場合は、1,000円)	
	サッカー・ラグビー場	1面2時間以内 3,000円 (中学生以下の者を主な構成員とする団体が使用する場合は、1,500円)	
	多目的スポーツ広	1面2時間以内 2,000円	

	場	(中学生以下の者を主な構成員とする団体が使用する場合は、1,000円)	
	会議室	1室2時間以内	300円

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 貸切使用 団体等が体育施設を貸切りで使用する場合をいう。
  - (2) 個人使用 個人が使用する場合をいう。
  - (3) 市内団体 市民（市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。）が構成員の半数以上を占める団体等をいう。
  - (4) 市外団体 市内団体以外の団体等をいう。
  - (5) 市民等 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者若しくはふじみ衛生組合を構成する調布市に住所を有する者をいう。
  - (6) 市民等以外 市民等以外の者をいう。
  - (7) 子ども 小中学生をいう。
- 2 入場者から入場料その他これに類する料金を徴収して貸切使用する場合は、この表に規定する市内団体の使用料の3倍の額とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 使用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとする。
- 4 1の表及び2の表に掲げる施設の個人使用（市民等に限る。）の場合、11回分の回数券（回数券の発行その他の取扱いは市長が別に定める。）を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の額の10回分に相当する額とする。

別表第5（第12条関係）

（追加〔平成21年条例22号〕、一部改正〔平成28年条例12号〕）

名称等	使用料
三鷹市大沢野川グラウンド駐車場	1時間以内 300円



	1時間を超え、20分までごとに 100円
--	----------------------

備考

- 1 使用料の額は、1日当たり1台1回の使用に係るものとする。
- 2 使用料の上限額は、1日当たり1,200円とする。

別表第6（第12条関係）

（追加〔平成29年条例18号〕）

名称等		使用料
三鷹市大沢総合グラウンド	テニスコート	1面30分につき（30分未満の使用を含む。以下同じ。） 250円
	野球場	1面30分につき 1,200円
	サッカー・ラグビー場	1面30分につき 1,000円
	多目的スポーツ広場	1面30分につき 500円